

不祥事根絶のための校内ルール

私たち本校の教職員は、学校教育に従事する者として、常に法令を遵守し、責任を持って行動し、教育活動に専念しています。

しかし、全ての教職員が同じ意識を持っているとは限らず、一部の教職員による不祥事が発生するたびに、本県の教育並びに教育公務員に対する信頼が損なわれることは非常に遺憾です。本校の教職員は、お互いを信頼し合い、教育に取り組む集団でありたいと強く願っています。

そのために、校内ルールを文章化し、全ての教職員が共通の認識を持って行動し、本校から不祥事が発生しないように努めることを確認します。

以下のルールは、大切な児童生徒、学校、そして私たち教職員自身を守るための最低限のルールです。

【ハラスメント】

- ・児童生徒及び同僚の尊厳や人権を守ります。

【児童生徒性暴力】【わいせつ行為・性犯罪等】

- ・児童生徒の身体への接触は、安全確保や指導等社会通念上認められるもの以外行いません。
- ・教育目的外で生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしません。
- ・児童生徒への指導及び相談等の対応には、複数名での対応を基本とします。
- ・教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な児童生徒の撮影や録画をしません。

【体罰】

- ・いかなる理由があっても体罰は行いません。また、体罰を正当化しません。

【飲酒運転】

- ・「飲んだら乗らない」を徹底します。
- ・酒席会場には、原則として自家用車（自転車を含む）では参加しません。
- ・飲酒の翌朝にアルコールが残っていないか気を付けます。

【スピード違反】

- ・少しの気のゆるみが重大事故につながるという意識を常にもって運転します。

【個人情報の紛失・盗難・漏えい】

- ・個人情報を校外に持ち出しません。
- ・複数での対応を徹底します。
- ・個人情報のある家庭配付文書については、「家庭配付文書配付マニュアル」に基づくことを徹底します。

【公金等の不正処理】

- ・学校徴収金等については、本校のルールに従って行い、不適切な会計処理を根絶します。

【その他】

- ・公私ともに教育公務員としての自覚を常にもち、法令順守を意識して行動します。
- ・勤務時間中は職務専念義務が課せられていることを自覚して勤務します。
- ・不祥事を起こした場合の、多方面への影響を考えて行動します。